

諏訪湖ヨットハーバー使用規定

(1日使用者用)

- 諏訪湖ヨットハーバーを利用する皆さんは、次の事項を必ず厳守してください。
- 守らない方については今後、諏訪湖ヨットハーバーの利用をご遠慮いただきます。
- 施設でのトラブル等について、市は一切の責任を負いかねますのでご留意ください。

1、航行についての注意事項

- (1) 諏訪湖ヨットハーバー入場の際は、船舶運転免許証、船舶検査証書を管理事務所で掲示してください。
- (2) 場内は他人に危険・迷惑行為をかけないように徐行すること。
- (3) スロープ及びその付近は共用スペースにつき、物を置かないこと。
- (4) 規制事項について
諏訪湖ヨットハーバーを利用する艇は、使用についての規制事項及び諏訪湖利用安全区分に定められた利用エリア（施設内掲示図参照）、注意事項を厳守してください。
この事項を守らずに事故を起こした時は、使用許可を取り消します。
- (5) 出港・帰港届けの提出について
使用許可を受けた艇が出港しようとする時は、必ず出港届けを提出してください。
また、帰港した時も必ず記入してください。
- (6) 出港前の確認事項について
出港前に次の事項を必ず確認してください。不十分な場合は係員の判断で出港を規制します。
ア 救命胴衣やその他必要な用具が艇に装備されていること。
イ 艇等が整備されていること。
ウ 気象状況が航行上に支障ないこと。
- (7) 諏訪湖ヨットハーバー開場期間について
期間：4月1日～11月30日まで。
時間：午前8時30分～午後5時00分まで。午後4時30分には入口を施錠。
(※6月15日～9月15日までの期間は午前8時30分～午後6時00分まで。午後5時30分には入口を施錠)

2、事故について

- (1) 艇の単独航行は危険ですので、なるべく複数艇で行動してください。
- (2) 航行中に人を死傷、物を損壊した時は直ちに適切な措置を講ずるとともに、下記連絡先に報告し指示を受けてください。

水難事故が起きた場合の連絡先

| | |
|------------------|------------------|
| ○諏訪警察署 | TEL：0266-57-0110 |
| ○諏訪消防署 | TEL：0266-52-0119 |
| ○諏訪湖ヨットハーバー管理事務所 | TEL：0266-53-2440 |
| ○諏訪市スポーツ課 | TEL：0266-57-2811 |

3、駐車について（裏面参照）

駐車禁止スペースへの駐車ならびに、自転車等による移動は禁止します。管理棟にて入場車両として届け出ている車両（船舶等の運搬車両）以外は、駐車場②へ駐車してください。

4、その他の注意事項

- (1) 使用者は次の注意事項を必ず厳守してください。
ア 使用者の車両は、船舶上下架の際を除き、全て指定の駐車場に駐車すること。
イ 場内での飲酒の禁止、また酒気をおびて入場しないこと。
ウ 花火、バーベキュー等、火気は絶対使用しないこと。
エ ゴミ、汚物、その他衛生上有害と認められるものを陸上又は湖上に投棄、放置しないこと。
オ 使用にあたり管理人の指示に従うこと。
- (2) 諏訪湖祭湖上花火大会、諏訪湖マラソン等の行事の際は、運営について全面的にご協力ください。
- (3) 諏訪湖ヨットハーバー施設内での魚釣り、遊泳等は禁止です。

■裏面を必ず確認され、ルールを守ってご利用ください。

※防波堤外側の矢印内へ停泊をお願いします。
※駐車スペース①が満車になったら駐
車場②をご利用してください

諏訪湖

ボート上下架場所
物は置かない

スロープ

駐車スペース
①

グラウンドからの飛球に
注意してください

ヨットハーバー
グラウンド

このエリア（芝生帯含む）は、駐車禁止です。
また、車両の通行時は徐行してください。
なお、場内の自転車等による移動は禁止します。

駐車禁止

駐 車 禁 止

諏訪湖
ヨットハーバー

停泊禁止

スロープ

ヨット専用
スロープ

契約者専用

立 入 禁 止

駐車場②

管理棟

県道セーリング

